

第14回実務修習・テキスト 正誤表

不動産鑑定評価の実務に関する講義テキスト

誤	正
<p>P.366 (3)</p> <p>青色申告法人の欠損金は、平成29年4月1日以後に開始する事業年度において生ずる欠損金額は10年間繰越すことができ、その後の事業年度の所得計算上、損金の額に算入することができる。</p>	<p>青色申告法人の欠損金は、平成30年4月1日以後に開始する事業年度において生ずる欠損金額は10年間繰越すことができ、その後の事業年度の所得計算上、損金の額に算入することができる。</p>